

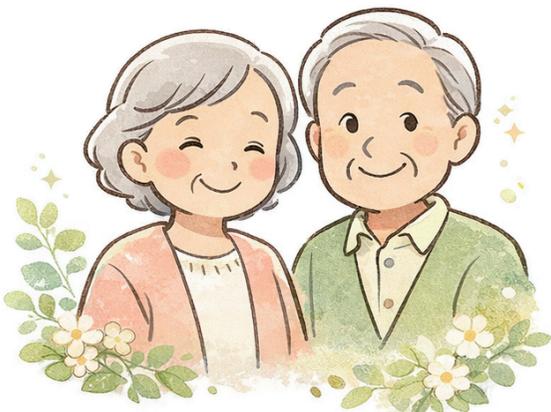
## くらしの相談会

# 相談はくらしの一部

日々の生活に、確かな安心を

— 地域に根ざし、専門スタッフが丁寧にお応えします —

(毎月定期的に6町で開催)



参加無料

個別案内

秘密厳守

- 生活とお金のこと
- 相続や遺言のこと
- 介護や福祉サービス
- 住まいや空き家のこと
- 身近なお困りごと

こんな悩みありませんか？

- 年金が心配
- 手続きがむずかしい
- 誰に相談してよいかわからない
- 人に迷惑をかけたくない



安芸高田市 甲田人権福祉センター

小さな一歩が、大きな安心へ

あなたの心 あかりを灯す  
「お悩み解消団」です  
どんなことでも 話しに来てください

## 行政書士

相続・後見人制度について専門知識を持つ国家資格者であり、官公署に提出する許認可等の書類作成、権利義務・事実証明書類の作成を行う専門家が、法律的なアドバイスを、あなたにご説明します。

## 人権擁護委員

法務大臣から委嘱され、人権相談、人権啓発活動、必要があれば人権侵犯の調査・救済を行っています。日常の人間関係に潜む人権問題は、とても気づきにくいものです。そんなあなたと一緒に考え、寄り添います。

## 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、市民の身近な相談役や見守り活動を行っています。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼務し、高齢者、子ども、障がい者、子育て家庭など支援する福祉の観点で、あなたの相談を伺います。

## 行政相談委員

総務大臣から委嘱され、国や市町などの行政活動に関する苦情や意見・要望を受け付けて、助言や市への改善申し入れを行っています。

行政と市民の「架け橋的」立場で、あなたのお悩みをお聞きします。

お問合せは  
こちら

事前に予約いただくとよりスムーズに参加できます。もちろん、予約なくてもOK!

☎ 0826  
45-4922

FAX 45-4660

予約受付時間: 平日9:00~17:00

甲田人権福祉センター

〒739-1101  
安芸高田市甲田町高田原1458番地

E-mail ko-zinken@city.akitakata.jp

WEBからも  
ご覧いただけます



安芸高田市 暮らしの相談会 検索

13:30~15:00

毎月定期的に各町で開催



吉田人権福祉センター（毎月第1木曜日）

4月2日	7月2日	10月1日	(2027年)
5月7日	8月6日	11月5日	1月7日
6月4日	9月3日	12月3日	2月4日
			3月4日

八千代人権福祉センター（偶数月第1火曜日）

4月7日	8月4日	12月1日	(2027年)
6月2日	10月6日		2月2日

美土里生涯学習センター「まなび」（奇数月第2金曜日）

5月8日	9月11日	(2027年)	1月8日
7月10日	11月13日		3月12日

たかみや人権福祉センター（偶数月第3火曜日）

4月21日	8月18日	12月15日	(2027年)
6月16日	10月20日		2月16日

甲田人権福祉センター（偶数月第2火曜日）

4月14日	10月13日	(2027年)	2月9日
6月9日	12月8日		

市役所 向原支所（奇数月第3水曜日）

5月20日	9月16日	(2027年)	1月20日
7月15日	11月18日		3月17日

